

一般社団法人松本観光コンベンション協会

第 2 回理事会

期 日：令和 7 年 6 月 24 日(火)

会 場：ホテルブエナビスタ

『レ ガ ロ』

次 第

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議 事

議案第 1 号 会長、副会長および専務理事の選出について

議案第 2 号 会長の職務を代行する副会長の順位について

4. 閉 会

議案第 1 号

会長、副会長および専務理事の選出について

定款第 19 条 2、3 項並びに第 20 条 2 項にもとづき、会長（代表理事）1 名、副会長 3 名、専務理事 1 名を選出するもの。

役職	所属	役職	氏名
会長			
副会長			
副会長			
副会長			
専務理事			

議案第 2 号

会長の職務を代行する副会長の順位について

定款第 1 4 条 1 項、第 1 5 条、第 2 3 条 2 項、第 2 9 条 2 項および第 3 0 条にもとづき、会長に事故若しくは支障があるとき、その職務を代行する副会長の順位について、あらかじめ定めるもの。

役職	所属	役職	氏名
副会長			
副会長			
副会長			

【一般社団法人松本観光コンベンション協会定款(抜粋)】

(招 集)

第 1 4 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(議 長)

第 1 5 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに当たる。

(職 務)

第 2 3 条

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代行する。

〔 第 5 章 理事会 〕

(招 集)

第 2 9 条

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(議 長)

第 3 0 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに当る。